



## きよかわ元気応援券 第7弾

### の利用期間について

☎ 村づくり観光課商工観光係 ☎(288)3864

#### 住民のみなさまへ

村では、食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や、事業者の経済的負担を軽減することを目的として、全村民に村内で利用可能な商品券「きよかわ元気応援券(第7弾)」を配布いたしました。

#### 利用期間：令和7年7月31日(木)まで

お手元に商品券をお持ちの方は、お忘れのないようご利用ください。

なお利用期間を過ぎますと、商品券は無効となりご利用できません。また商品券の返金や払い戻し、換金はできません。ご利用忘れのないようご注意ください。

#### 商品券をまだお受け取りになられてないみなさまへ

商品券をまだ受け取っていない方は、**清川村役場**にてお渡しできます。

お手数ですが、**身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)**をご持参のうえ「**清川村役場1階 村づくり観光課**」までお越しください。

ご本人確認ができましたら、その場で商品券をお渡しいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

#### 事業者のみなさまへ

商品券の換金につきましては「**清川村役場1階 村づくり観光課**」が窓口となります。なお受付時間につきましては、役場開庁日の午前9時から午後5時までとなります。

#### 換金が可能な期間：令和7年8月29日(金)まで

換金請求を行われていない事業者の方につきましては、使用された商品券を窓口までお持ちいただき、お忘れのないよう換金請求を行ってください。

※商品券は自動枚数計算機で数えますので、折り曲げないよう保管してください。